（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知）

第六条　第三条の規定は、法第三十一条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第三条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、同条第二項中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第四」と、「法第三十条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と読み替えるものとする。

第二章　建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請）

第七条　法第三十六条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを説明した図書（次項において「説明書」という。）、第一条第一項の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（設計内容説明書を除く。）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書を提出しなければならない。

2　前項に規定する説明書及び第一条第一項の表の各項に掲げる図書（設計内容説明書を除く。）（以下この項及び次項において「説明書等」という。）に明示すべき事項を前項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、前項の規定にかかわらず、当該事項を当該説明書等に明示することを要しない。この場合において、当該説明書等に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該説明書等を同項の申請書に添えることを要しない。

3　第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、説明書等のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の通知）

第八条　所管行政庁は、法第三十六条第二項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2　前項の通知は、別記様式第六による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

（表示等）

第九条　法第三十六条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　広告

二　契約に係る書類

三　その他国土交通大臣が定めるもの

2　法第三十六条第三項の表示は、別記様式第七により行うものとする。

（立入検査の証明書）

第十条　法第三十八条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第八によるものとする。

第三章　登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節　登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請）

第十一条　法第三十九条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

三　申請に係る意思の決定を証する書類

四　申請者（法人にあっては、その役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員。以下同じ。）の氏名及び略歴（申請者が建築物関連事業者（法第四十一条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。）の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合にあっては、その旨を含む。第三十条第四号において同じ。）を記載した書類

五　主要な株主の構成を記載した書類

六　組織及び運営に関する事項（建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

七　申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者（同条第一号に規定する者にあっては、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。第三十条第七号において同じ。）に該当しない旨の市町村の長の証明書

八　申請者が法第四十条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

九　申請者が法第四十条第三号から第五号までに該当しない旨を誓約する書面

十　別記様式第十による判定の業務の計画棟数を記載した書類

十一　判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十二　適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が次条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十三　その他参考となる事項を記載した書類

（適合性判定員の要件）

第十二条　法第四十五条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　次のイからニまでのいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であって、次条から第十五条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録適合性判定員講習」という。）を修了した者

イ　建築基準法第五条第一項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者

ロ　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士

ハ　建築士法第二条第五項に規定する建築設備士

ニ　イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二　前号に掲げる者のほか、国土交通大臣が定める者

（適合性判定員講習の登録の申請）

第十三条　前条第一号の登録は、登録適合性判定員講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　前条第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　前条第一号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　講習事務を開始しようとする年月日